

旧保健センター備品貸出規則

令和 5 年 6 月 1 日制定

高石市公民連携推進協議会（以下、協議会）が管理する旧保健センター（高石市加茂 1 丁目 20-12）の備品貸出に関する取扱いについて、リノベーションまちづくりに係る一連の事業に際し、円滑かつ効果的に利活用するため、本規則を以下の通り定める。

（貸出し対象備品及び使用料）

第 1 条 貸出しできる備品（以下「備品」という。）及びその使用料は、別表 1 に定めるものとする。

（貸出し対象者）

第 2 条 備品の貸出しの対象となるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）旧保健センターに店舗を有するもの。
- （2）旧保健センターの施設を一時利用するもの。
- （3）その他、協議会が認めるもの。

（申し込み）

第 3 条 対象者は、事前に備品の貸出し状況を確認の上、借用希望日の 7 日前までに、借用申込書（様式第 1 号）を協議会に提出するものとする。

（許可）

第 4 条 協議会は、前条の規定による申し込みがあった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、備品の借用を許可する。

（貸出及び返却）

第 5 条 備品の貸出し及び返却時間は、原則、平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、前条で許可を受けたもの（以下「借用者」という。）は、協議会事務局員の立会いのもと、旧保健センターにおいて備品を借用及び返却するものとする。

- 2 備品の搬出入は、借用者自らが行うものとする。
- 3 借用者が備品を返却するときは、清掃等を行い、貸出し時の状態に戻すものとする。

（転貸等の禁止）

第 6 条 借用者は、備品を転貸または貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

（原因者負担の原則）

第7条 借用者等の故意または過失によって備品が破損したときは、借用者は原状に復する費用を負担するものとする。また、貸出し中に事故が発生したときは、一切の責任は借用者が負うものとする。

（借用許可の取り消し）

第8条 備品の故障等により貸出しが不可能となった場合、備品の借用許可を取り消すことがある。

（取り消しに伴う特別事項）

第9条 取り消しにより借用者に生じた損害については、協議会は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

別表 1（第 1 条関係）

区分	NO	購入物品	個数	料金 ※1 ※2		
				A (1 日あたり)	B (1 週あたり)	C (1 か月あたり)
I	1	テーブル×1 椅子×2	20	200 円	400 円	1,000 円
	2	ハイテーブル	3	200 円	400 円	1,000 円
	3	テーブル（天板） 架台	15	200 円	400 円	1,000 円
	4	テーブルクロス	5	100 円	200 円	500 円
	5	タープテント ウェイト×4	5	200 円	400 円	1,000 円
	6	タープテント （横幕あり） ウェイト×4	5	200 円	400 円	1,000 円
	7	ヨギボーZoolaMax （スカイ）	1	300 円	600 円	1,500 円
	8	ヨギボーZoolaMax （オフブラック）	1	300 円	600 円	1,500 円
	9	ヨギボーMax （アクアブルー）	1	300 円	600 円	1,500 円
	10	ヨギボーMax （ネイビーブルー）	1	300 円	600 円	1,500 円
II	1	コードリール	5	100 円	200 円	500 円
	2	ムービングライト （4 台セット）	1	300 円	600 円	1,500 円
	3	LED 看板（A1 サイズ）	1	300 円	600 円	1,500 円
	4	BOSE S1 ポータブル PA システム	1	500 円	1,000 円	2,500 円
	5	Anker ポータブル電源	1	500 円	1,000 円	2,500 円
III	1	ホワイトボード 1800×900	2	200 円	400 円	1,000 円
	2	分別ダストバック	1	200 円	400 円	1,000 円
	3	左官トレイ	2	100 円	200 円	500 円
	4	ガーデンファニチャー	2	200 円	400 円	1,000 円

（※1） 旧保健センター敷地外において物品を使用する場合は記載金額の倍額となる。

（※2） キャンセルの場合に発生する費用は特別な場合を除き、原則、次の通りとする。

利用 6 日前から 2 日前まで 50%、利用前日から利用当日まで 100%